

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

告示

争議行為の予告(七二六・労働政策課)……………	1
開発行為に関する工事の完了(七二七・山本地域振興局建設部)……………	1
建築基準法による道路位置の指定の廃止(七二八・山本地域振興局建設部)……………	1
開発行為に関する工事の完了(七二九・仙北地域振興局建設部)……………	2

告示

秋田県告示第七百二十六号
 平成十七年八月十五日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金浩から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定に基づき、公表する。
 平成十七年八月二十三日

- 一 事件
病院存続及び不当解雇反対に関すること。
- 二 日時

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 能代市河川字上長沼布三十三番地 相沢銘木株式会社 代表取締役 網 幸太	道路の位置の廃止箇所 能代市字芝童森十三番一地区内、能代市寿域長根二十七番一、二十八番一地区内	道路の延長 六二・八メートル	道路の幅員 四・五四メートル	廃止年月日 平成十七年八月十二日
---	--	-------------------	-------------------	---------------------

平成十七年八月二十六日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
 三 場所
北秋田市綴子字釜堤脇十二番地
鷹巣病院
四 概要
救急外来患者及び入院患者のための保安要員を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第七百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年三月二十五日付け指令山建 二千四百六十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年八月二十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟県新潟市清水四千五百一番地一
株式会社コメリ
代表取締役 捧 賢一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
山本郡二ツ井町字道上中坪三十三番三、三十三番六、三十四番一、三十六番一及び三十七番二並びに同町字中坪四十三番一、四十四番二、四十六番二及び四十七番

秋田県告示第七百二十八号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路位置の指定を次のとおり廃止したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十七年八月二十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年六月二日付け指令仙建 十九 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年八月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大仙市黒瀬町一番十五の三号

三光不動産株式会社 代表取締役 梶 原 守 人

二 開発区域に含まれる地域の名称

大仙市大曲日の出町二丁目三百五十九番、三百六十番、三百六十五番及び三百七

十一番一

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田県株式会社 松原印刷社
電話 082-8766000
FAX 082-8766000
E-mail: matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王四丁目五番二十九号
松原印刷社

